

福島第二原子力発電所 4号機における第4回定期事業者検査の開始について

2026年3月31日

東京電力ホールディングス株式会社

福島第二原子力発電所

当所4号機は、2026年4月1日から第4回定期事業者検査を開始しますのでお知らせいたします。なお、定期事業者検査の終了については、全ての検査が終了し、原子力規制委員会に当該検査報告書（定期事業者検査終了時）を提出した後、お知らせいたします。

1. 定期事業者検査の期間（予定）

2026年4月1日～2026年7月31日

* 定期事業者検査中の不具合等により予定期間が延長となる可能性があります

2. 定期事業者検査を実施する主な設備

- (1) 原子炉建屋クレーン（機能・性能検査）
- (2) 使用済燃料プール（外観検査）
- (3) 排気筒（外観検査）

3. 定期事業者検査で実施する主な検査内容

(1) 外観検査

漏えいまたはその形跡、き裂、変形等の有無を目視等により確認

(2) 機能・性能検査

機器等の点検完了後、作動試験、試運転およびインターロック試験等を行い、機器単体または系統の機能・性能等を確認

以上

【本件に関するお問い合わせ】
東京電力ホールディングス株式会社
福島第二原子力発電所 広報部 0240-25-4111（代表）